

9 大都市に対する大幅な事務・権限の移譲及び財源措置の確保について

～政令指定都市制度の抜本的な見直しを展望して～

(内閣府・総務省・財務省)

地方分権の推進に当たっては、「地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る」との観点に立ち、「地方分権推進計画」及び「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」に即して、必要な措置を講じるよう要望します。

現行制度の下では、同一行政事務において政令指定都市と道府県との間で事務・権限が分かれているものがあり、二重行政や手続の煩雑さが生じるなどの問題があります。また、平成 16 年 5 月に提出された地方分権改革推進会議の最終報告においても、「政令指定都市については現在の都道府県と同等の権限を有することを目途に、権限移譲を進めることが必要」と述べられております。

こうした状況を踏まえ、先の分権改革において課題として残された、大都市への一層の事務・権限の移譲等を積極的に推進し、大都市の行財政需要に対応できる所要財源について消費税・法人税も含めた基幹税からの税源移譲を基本とする十分な財源措置を講じるとともに、新たな特別市制度も視野に入れ、地方分権時代にふさわしい魅力と活力あふれるまちづくりをより自立的、総合的に推進できる大都市制度の創設に向けて、政令指定都市制度の抜本的な見直しが図られるよう要望します。

要望事項

京都市をはじめとする大都市への事務・権限移譲の推進，大都市の行財政需要に対応するための財源措置の確保及び地方分権時代にふさわしい大都市制度の創設に向けた政令指定都市制度の抜本的な見直し

- (1) 大都市（政令指定都市）に対して道府県と同様の大幅な事務・権限及び財源の移譲を行うとともに，地方分権時代にふさわしい魅力と活力あふれるまちづくりをより自立的，総合的に推進できる大都市制度の創設に向けて，政令指定都市制度の抜本的な見直しを図ること。
- (2) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税，消費・流通課税などの配分割合を拡充強化すること。

主要要望先：内閣府（大臣官房総務課） 総務省（自治行政局行政課） 財務省（主計局主計官）

京都市の担当課：総務局 総務部 行政改革課長 長谷川一樹 TEL 075-222-3050

理財局 財務部 主計課担当課長 大石明男 TEL 075-222-3290

<参考>

○指定都市共同で国等への意見表明

- ・地方分権推進体制の維持を求める「地方分権推進に関する指定都市の意見」（平成13年5月）
- ・「市立小・中学校の教職員に係る給与費負担の移管に関する指定都市の意見」（平成13年11月）
- ・国と地方の事務事業の在り方等に関する「地方分権推進に関する指定都市の意見」（平成14年9月）
- ・国庫補助負担金見直し等に対する「地方分権推進に関する指定都市の意見」（平成14年11月）
- ・地方分権時代にふさわしい大都市制度の検討を求める「第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方についての中間報告」等に対する指定都市の意見」（平成15年6月）
- ・新たな大都市制度について十分な調査審議を求める「第28次地方制度調査会の「大都市制度のあり方」に関する今後の調査審議についての意見」（平成17年12月）
- ・今後の大都市特例事務に対応した税制とそのあるべき方向性に関する検討結果をまとめた「指定都市の事務配分の特例に対応した大都市特例税制についての提言ー今後の事務権限移譲の進展に対する制度設計に向けてー」（平成17年12月）
- ・「道州制のもとでの大都市制度」や「現行の道府県制度」に関する基本的な考え方を整理し，提言として取りまとめた「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」（平成18年2月）
- ・指定都市のあるべき役割分担を踏まえた包括的な事務権限とそれに見合う自主財源が保障される新たな大都市制度の創設などを求める「指定都市市長会 緊急アピール」（平成18年5月29日）